



2016年3月18日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

防衛省向け F-15 偵察システム契約に関する東京地方裁判所の判決について

当社は、2016年3月18日、防衛省向け F-15 用偵察システムの契約代金の支払等請求に関して、東京地方裁判所から、判決を受けたため、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本判決に係る損失は過年度において計上済みであり、本判決による2015年度(2016年3月期)の連結業績への影響はありません。

記

1. 判決について

当社は、防衛省向け F-15 用偵察システムの開発製造請負契約に関し、国に対して、契約代金の支払等約123億円を請求し、国は、当社に対し、同契約に基づく違約金の支払約12億円を請求し、東京地方裁判所にて争ってまいりましたが、2016年3月18日、当社の請求を棄却し、国の反訴請求を認容する判決が言い渡されましたのでお知らせいたします。今後、判決の内容を精査し、適切な対応を講じていきます。

2. 現在までの経緯

当社は、国から「防衛省向け F-15 用偵察システム」を受注していましたが、2011年2月、契約解除の通知を受けました。当社としては、この解除を不当なものと考え、同年7月、契約代金等約93億円の支払を求めて東京地方裁判所に訴えを提起しました。また、2014年3月に約30億円の追加請求をしました(当社の請求額は計約123億円)。これに対して、国は、当社に対して、2012年10月、同契約に基づく違約金約12億円の支払いを求めて反訴していました。

(参考) 当期連結業績予想 (2016年2月4日公表分) 及び前期連結実績 (単位: 億円)

	売上高	営業損益	税引前 当期純損益	当社株主に帰属 する当期純損益
当期業績予想	62,000	△4,300	△4,000	△7,100
前期実績	66,559	1,704	1,366	△378

以上